

# 在宅で生活する障害者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の留意点

## <サービス提供にあたっての留意点>

- ・自身の健康管理に留意し、出勤前に各自で体温を計測して、発熱や風邪症状等がある場合は出勤しないこと。
- ・感染者・濃厚接触者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応を行う。
- ・訪問時間を可能な限り短くできるよう工夫を行う。長時間の見守り等を行う場合は、可能な範囲で当該利用者との距離を保つように工夫する。
- ・訪問時には、**換気**を徹底する。
- ・ケアに当たっては、職員は使い捨て手袋と不織布マスクを着用すること。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグルやフェイスシールド、使い捨て袖付きエプロン、ガウン等を着用する。
- ・体温計等の器具を他の家族と共有する場合については、消毒用エタノールで清拭を行う。
- ・サービス提供時と終了時に、（液体）石けんと流水による手洗いまたは消毒用エタノールによる手指消毒を実施する。手指消毒の前に顔（目・鼻・口）を触らないように注意する。「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする。

## <個別のケア等の実施にあたっての留意点>

感染者・濃厚接触者に対する個別のケア等の実施に当たっては以下の点に留意すること。

### (i) 食事の介助等

- ・なるべく対面を避ける。
- ・食事はなるべく使い捨て容器を使用する。
- ・食事の準備等を短時間で実施できるよう工夫を行う。

### (ii) 排泄の介助等

- ・排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、不織布マスク、使い捨て袖付きエプロン等を着用する。

### (iii) 入浴の介助等

- ・介助が必要な者（訪問入浴介護を利用する者を含む）については、原則清拭で対応する。清拭で使用したタオル等は、一般的な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾燥させる。

### (iv) 環境整備

- ・部屋の清掃を行う場合は、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液（0.05%）で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。なお、次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭し、消毒を行う。または、次亜塩素酸ナトリウム液（0.05%）で清拭後、水拭きし、乾燥させる。保健所の指示がある場合は、その指示に従うこと。



## <その他>

- ・サービスを提供する者のうち、基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと。

〔厚生労働省事務連絡を一部改変〕

## (厚生労働省) 訪問系マニュアル (令和2年12月)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)

### I 障害福祉サービスにおける感染症対策総論

1. 感染症の基礎知識
2. 障害者の健康管理と環境管理
3. 職員の健康管理と環境管理
4. 標準予防策についての正しい知識や方法
5. 保健所等との連携

着用すべき个人防护具や个人防护具の着脱のしかた等が記載されています。



### II 新型コロナウイルス感染症対策

1. 新型コロナウイルス感染症の特徴と主な症状
2. 新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策
3. 利用者・家族の不安を和らげるための精神的ケアのポイント

食事・排泄・清拭・入浴の支援等についての留意事項等が記載されていますので、是非、ご覧ください。

### III 類型に応じた感染症対策

1. 利用者の健康管理
2. 日常業務の注意事項
3. 訪問時に必要な感染防止対策
4. 新型コロナウイルス感染症の感染（疑い）者、濃厚接触者への適切な対応

# 感染対策動画

## ○障害福祉サービス事業所等職員のための感染症対策の研修会の動画

(厚生労働省) [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00008.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00008.html)

基礎編 1 : 感染症について正しく知ろう

基礎編 2 : もしも感染症が発生した場合の対応策

応用編 1 : 実例に学ぶ ～福祉施設で感染が発生したらどう動けばよいか？

応用編 2 : 市中感染、家庭感染はこうして防ごう ～施設職員のための注意ポイント～

応用編 3 : 保健所の活用のしかた ～どんな時に頼ればいいのか？～

**応用編 4 : 訪問サービスの感染を防ぐワンポイント・アドバイス**

応用編 5 : 施設職員のための今日からできるメンタルケア

応用編 6 : 通所系事業所における感染症対策の実例

応用編 7 : コロナ対策で役立つ ICT / リモート導入の手ほどき



(動画 23～26 分辺り)

**ケア＝濃厚接触にしない4つのポイント**

- ①換気 訪問したらまずは換気を
  - ②手指消毒 or 手洗い ケア前後に必ず
  - ③マスク 終日・汚損時に交換
  - ④グローブ着用 体液を触れるときは必ず
- もし相手がコロナに感染していても濃厚接触にならないこと**

## ○訪問介護職員のためのそうだったのか！感染対策

(厚生労働省) [https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj\\_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc](https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc)

- ① あなたが利用者宅にウイルスをもちこまないために
- ② 利用者となんたの間でウイルスのやりとりをしないために
- ③ あなたがウイルスをもちださないために
- ④ あなたがウイルスをうけとらない、わたさないために

高齢者介護向けの動画とはなっておりますが、感染防止策としては共通するものとなっております。

**感染症拡大防止にご協力ください**



Q：在宅におけるゾーニング方法を教えてください。

A：感染者・感染が疑われる者あるいは濃厚接触者がいる居宅に訪問をする際、訪問者は他の利用者や事業所内にウイルスを持ち込まないことが重要です。そのためには訪問する居宅において感染予防のために个人防护具を着用する区域、个人防护具を脱いでよい区域を分けて感染対策を行います。

家庭内で区域をどのように考え分けているかを確認し、区域を分けて生活をしている場合はそれに準じて个人防护具を着脱し、全く区域を分けていない居宅では玄関から入った先は个人防护具が必要な区域と考えます。

同居のご家族に対しては、厚生労働省からの家庭内での感染対策に関する情報を提供するとよいでしょう。

〔出典：公益社団法人 日本看護協会感染管理 FAQ より〕

## ■ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～

（厚生労働省） <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

1. 部屋を分けましょう。

2. 感染者のお世話はできるだけ限られた方で。

3. マスクをつけましょう。

4. こまめに手を洗いましょう。



5. 換気をしましょう。

6. 手で触れる共有部分を消毒しましょう。

7. 汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう。

8. ゴミは密閉して捨てましょう。



## 在宅におけるゾーニング方法について（２）

それぞれ状況は異なりますが、ゾーンを明示することで、不用意な立ち入りを制限し、個人防護具着脱や手指消毒を確実にすることも必要となります。

### レッドゾーン

ウイルスが**存在する**

### イエローゾーン

個人防護服を脱ぐ場所  
ウイルスが**存在する可能性がある**

### グリーンゾーン

ウイルスが**存在しない**

有症状エリア

手袋・ガウン・マスクを  
**全て外し**、手指消毒

滞在 エリア

グリーンゾーンに戻ったら  
直ちに新しいマスクを着用

スタッフエリア

マスクを常時着用  
手袋・ガウン・マスク**着用は  
グリーンゾーンで行う**

※トイレ・洗面所は可能な限り区別する

〔厚生労働省資料を一部改変〕

- 新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生した訪問系サービス事業所が、サービスを継続して提供する上で必要な衛生用品等の購入費用については、「**障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業**」等の活用が可能です。  
詳細は URL を御参照ください。 ⇒ <https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=102-003>
- 令和 4 年度の第 1 回交付申請受付期間は経過してしまいましたが、**第 2 回交付申請受付は令和 5 年 1 月以降**を予定しております。  
交付申請受付開始時は、**東京都障害者サービス情報** (<https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/>) 等で、別途御連絡いたします。
- 本事業を活用する際の手順は、概ね以下のとおりです。

